

# ツインポート(鳥取砂丘コナン空港・鳥取港)賑わい創出促進 補助金の事務手続きについて

## 1. 交付申請提出 (事業実施の20日前まで)

交付申請は下記提出先に郵送、持参、メール等で提出してください。

鳥取港における賑わい創出に寄与するイベント等: 県土整備部河川港湾局港湾課  
それ以外: 輝く鳥取創造本部中山間・地域振興局交通政策課空港振興室

## 2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

\* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

## 3. 事業開始

○この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送、持参、メール等で提出してください。

## 4. 事業完了

○この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

【事業が年度内に終わらない場合】

補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送、持参、メール等で提出してください。

## 5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内)

○実績報告は下記提出先に郵送、持参、メール等で提出してください。

◎補助金の支払い

○提出された実績報告書の内容について検査します



○額の確定の通知後、補助金を支払います

資料提出・問い合わせ先

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

(1) 輝く鳥取創造本部中山間・地域振興局交通政策課空港振興室

0857 - 26 - 7586 koutsuuseisaku@pref.tottori.lg.jp

(2) 県土整備部河川港湾局港湾課

0857 - 26 - 7312 kouwan@pref.tottori.lg.jp